

## 職員の懲戒処分について

職員の不祥事案について、当該職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層、職員の服務規律の確保に努めてまいります。

### 1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
免職	南区役所 (29 歳)	<ul style="list-style-type: none"><li>令和 4 年 8 月 31 日 (水) 及び令和 4 年 9 月 1 日 (木) に職場内においてクレジットカード等を同僚職員 2 名から窃取し、これを用い、合計 48,592 円相当の物品を購入したものの。</li><li>令和 3 年 10 月以降、病気療養のため、病気休職や病気休暇により休務していた期間内に、旅行、テーマパーク等での遊行を少なくとも 41 日繰り返していたものの。</li><li>令和 3 年 2 月以降、市の許可を得ることなくオンラインで講師を行い、合計 418,800 円の報酬を得ていたものの。</li></ul>	地方公務員法第 33 条、及び 38 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当

### 2 処分日

令和 5 年 9 月 29 日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：総務局 人事部 人事課 電 話：072-228-7907 ファックス：072-228-8823
----------------------------	---